

# 後期高齢者医療保険料率の考え方について

秋田県後期高齢者医療広域連合

平成21年12月

# 後期高齢者医療保険料率の考え方について

秋田県後期高齢者医療広域連合

## 1 制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担の明確化を図るため、医療給付費の約1割を保険料で負担するものとされています。

保険料は、被保険者の負担能力に応じた応能分の「所得割」と、受益に応じて等しく賦課される応益分の「均等割」から構成され、広域連合内均一保険料とし、個人単位で賦課されます。

この保険料を算出するための保険料率である「均等割額」と「所得割率」は、それぞれの広域連合で定めることとされており、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものとし、2年ごとに見直しを行うことになります。(高齢者の医療の確保に関する法律第104条)

平成20年度・平成21年度の保険料率	
・保険料の所得割率	7.12%
・保険料の均等割額	38,426円
・保険料の賦課限度額	500,000円

## 2 現状

平成20年度の秋田県後期高齢者医療の状況は、年間平均被保険者数が169,384人、医療給付費総額は1,087億3,862万円、被保険者一人当たりの医療給付費は641,965円となっています。

また、被保険者一人当たり平均保険料額は平成20年度年額38,151円、平成21年度年額37,108円で、全国で最も低い状況となっています。(全国平均 平成20年度約65,000円、平成21年度約62,000円)

## 3 保険料率の算出方法

保険料率の算出は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める基準に従って算出します。ただし、算定に用いる被保険者見込数、後期高齢者医療に係る費用の見込額及び予定保険料収納率は、それぞれの広域連合で定めることとされています。

#### 4 平成22年度・平成23年度保険料率の試算について

##### (1) 保険料率算定に必要な基礎数値の考え方

###### 被保険者見込数

被保険者見込数については、「平成17年度国勢調査」の確定値と「秋田県年齢別人口流動調査」等に基づき算出しました。

平成22年度 被保険者見込数(平均) 177,131人

平成23年度 被保険者見込数(平均) 180,796人

###### 後期高齢者医療に係る費用の見込額

医療給付費の見込みについては、平成20年度実績及び平成21年度上期の実績による動向を分析し、国が過去の医療費の実績と平成21年度中の流行性疾患による動向を考慮した伸び率により推計することとしました。

平成20年度から平成22年度の被保険者一人当たり医療費伸び率  
14.70%

平成20年度から平成23年度の被保険者一人当たり医療費伸び率  
16.60%

###### 予定保険料収納率

平成20年度・平成21年度保険料率算定の予定収納率は、平成18年度の県内市町村における、75歳以上の国保税実績収納率をもとに99.58%と定めましたが、平成20年度においては、実績収納率が99.16%となりました。(全国平均98.75%)

平成22年度・平成23年度の予定収納率は、平成20年度の実績及び特別徴収割合を勘案し、次の収納率を想定しています。

予定保険料収納率 99.16%

##### (2) 保険料に係る賦課総額の算出

賦課総額の算出は、保険料率算定に必要な基礎数値の考え方をもとに法律施行令で定める基準の算出方法を用いて算出します。

賦課総額 = (費用見込額 - 収入見込額) ÷ 予定保険料収納率

### ( 3 ) 保険料構成比

保険料の構成比は、次により算出します。

応益保険料：応能保険料 = 1 : 所得係数 ( )

平成 2 0 年度・平成 2 1 年度の保険料算定時の秋田県の所得係数等  
所得係数 = 0 . 5 6

応益保険料 ( 均等割 ) : 応能保険料 ( 所得割 ) = 6 4 : 3 6

平成 2 2 年度・平成 2 3 年度の保険料算定時の秋田県の所得係数等  
所得係数 = 0 . 5 3

応益保険料 ( 均等割 ) : 応能保険料 ( 所得割 ) = 6 5 : 3 5

所得係数 = 1 人当たりの所得の全国平均を 1 としたときの各県の数値

### ( 4 ) 保険料増加の抑制について

厚生労働省は、平成 2 2 年度、平成 2 3 年度の保険料については、医療給付費の算定期間が 2 3 か月から 2 4 か月に増加すること等により、1 人当たり約 1 3 . 8 % 増加すると見込んでおります。

このことから、保険料の増加を抑制するために平成 2 0 年度及び平成 2 1 年度の剰余金 ( 1 ) 及び、財政安定化基金 ( 2 ) の活用を検討しています。

これを受けて、秋田県後期高齢者医療広域連合では、次の条件により、保険料を試算しています。

剰余金、財政安定化基金からの交付金を収入に算定しない場合

剰余金のみを収入に算定する場合

剰余金及び財政安定化基金からの交付金を収入に算定する場合

- 1 剰余金 = 収入と支出の差により、翌年度に繰り越したもの
- 2 財政安定化基金 = 国、県、広域連合が拠出し、医療費の増加や収納率低下による財政不足等を補うために設立した基金